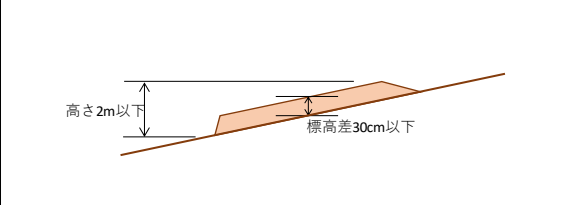


許可不要工事の該当一覧

□以下の公共用施設用地に該当する→許可不要	
法第2条	□道路、□公園、□河川
令第2条	□砂防設備、□地すべり防止施設、□海岸保全施設、□津波防護施設、□港湾施設、□漁港施設、□飛行場、□航空保安施設、□鉄道、□軌道、□索道、□無軌条電車の用に供する施設
	国又は地方公共団体が管理する次の施設、□学校、□運動場、□墓地
規則第1条	□雨水貯留浸透施設、□農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	国又は地方公共団体が管理する次の施設 □緑地、□広場、□廃棄物処理施設、□水道、□下水道、□営農飲雑用水施設、□水産飲雑用水施設、□農業集落排水施設、□漁業集落排水施設、□林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

□以下の宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等に該当する→許可不要	
令第5条	□ 鉱山保安法 第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□ 鉱業法 第63条第1項の規定による届出し、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
	□ 採石法 第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□ 砂利採取法 第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
規則第8条	□ 土地改良法 第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
	□ 火薬類取締法 第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□ 家畜伝染病予防法 第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□ 土壤汚染対策法 第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
	□ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	□ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ地方住宅供給公社 □土地開発公社 ハ日本下水道事業団 ニ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ独立行政法人水資源機構 ヘ独立行政法人都市再生機構 
	□ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの
	次に掲げる土石の堆積に関する工事 □令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の 面積が300㎡を超えないもの □令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の 標高との差が30cmを超えないもの □ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積 であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの